

議案第 5 4 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 瑞穂町手数料条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 住民基本台帳カードの交付の項の次に次のように加える。

通知カードの再交付	5 0 0 円
-----------	---------

第 2 条 瑞穂町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 住民基本台帳カードの交付の項を削り、通知カードの再交付の項の次に次のように加える。

個人番号カードの再交付	8 0 0 円
-------------	---------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
略	略	略	略
住民基本台帳カードの交付	略	住民基本台帳カードの交付	略
通知カードの再交付	500円	略	略
略	略	別表第2 略	
別表第2 略			
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は平成27年10月5日</u> <u>から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行</u> <u>する。</u></p>			

第2条による改正

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
略	略	略	略
印鑑登録証の再交付	略	印鑑登録証の再交付	略
通知カードの再交付	略	住民基本台帳カードの交付	500円
個人番号カードの再交付	800円	通知カードの再交付	略
略	略	略	略
別表第2 略		別表第2 略	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。</u></p>			